

隣保事業の歴史および隣保館の役割等について

1 隣保事業の歴史

(1) 隣保事業の発生の経緯

貧困に苦しむ人々に直接触れ、生活を共にすることによって生活状態を改善するセツルメント運動が発端であり、貧困、差別、教育、環境問題などの問題を抱える地区対策として、民間の社会事業家によって設置された施設が隣保館である。

施設で実施された主な事業

スラムの子らの教育、託児所、生活相談、家庭訪問、簡易食堂等

(2) 同和対策としての隣保事業

米騒動をきっかけに同和問題が広く社会一般から注目され、関心が深まる。

1958（昭和33）年、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）の改正が行われ、隣保館の法制化が進んだ。

隣保事業：隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。

1960（昭和35）年、同和地区での隣保館への運営費補助制度が設けられ、同和地区に隣保館が多く建設されるきっかけとなった。（全国に292館設置）

1965（昭和40）年、同和対策審議会答申

同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策として、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合的対策」と指摘。

具体的方策として、隣保館は、「対象地区住民の社会福祉を積極的に推進する。同和問題解決のために、対象地域におけるコミュニティセンターとして運営する。」ことが必要である。

1969（昭和44）年、同和対策事業特別措置法が施行され、隣保館は地域における行政の総合窓口とされ、同和行政の第一線機関として位置づけられた。

2 現在の隣保事業

(1) 1997（平成9）年3月まで特別法のもとで特別対策として隣保館を運営

(2) 一般施策後の隣保事業

劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されるなど、同和問題に関する状況は大きく変化したこと等を踏まえ、その後の同和問題への対応は、一般対策の中で必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととされた。

○一般対策に移行された隣保館にあっては、下記の課題について積極的な取り組みが望まれる。

- ・一般施策の活用

地域住民の福祉需要（ニーズ）に対し既存の一般施策を有効に活用していくこと。

- ・地域福祉の推進及び民間団体、社会福祉協議会、ボランティア、隣人等との協力、連携住民の身近な地域でのきめ細かな福祉サービスを提供するため、関係者・関係機関と協力連携し住民相互による扶助などの支援体制を隣保館が中心になって取り組んでいくこと。

- ・自立への支援

地域住民の自立した生活を支援するため、隣保館がその一翼を担えるような諸活動を積極的に行うこと。

- ・周辺地域住民との交流の促進

人権・同和問題の早期解決に向けて周辺地域との日常的な交流に努め、協力・協同関係をつくりあげていくこと。

- ・隣保館職員の資質の向上

周辺地域を含めた地域住民の福祉需要（ニーズ）に応えるため隣保館職員自身が調整（コーディネート）機能を発揮しうる力量を持つこと。

○2016（平成28）年 部落差別の解消の推進に関する法律 制定

現在もなお部落差別が存在しており、国、地方公共団体における差別解消に向けた取組方針が定められている。この法律の中で、国・地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、そして実態調査の実施が明記されている。

○2020（令和2）年 部落差別の実態に係る調査

- ・部落差別については、正しい理解が進む一方で、心理面における偏見や差別意識は残っており、依然として人権課題の重要な一類型である。
- ・インターネットの普及など、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じている。

3 隣保館の目的

(1) 人権・同和問題の解決に資するための隣保館

同和問題の解決をはじめ、その活動をあらゆる人権問題の解決につなげていく。差別の実態としての教育面における低学力、不安定な就労状況、産業面の問題、結婚問題を中心に依然として根強く残っている差別意識の解消を図る。

(2) 地域に密着したコミュニティセンターとしての隣保館

地域社会に密着した社会福祉施設として、地域住民の生活課題に応じて実態調査や研究事業をはじめ、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業、その他広範な事業を日常的に推進する開かれたコミュニティセンターとして総合的機能を発揮する。

4 隣保館の事業

(1) 基本事業

①社会調査研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活改善の向上を図るために必要な事業を研究する。

②相談事業

地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。

③啓発・広報活動事業

地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う。

④地域交流事業

地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る。

⑤周辺地域巡回事業

隣保館の使用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談、啓発講演会開催等を実施する。

⑥地域福祉事業

地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う。

⑦提案事業

地域のニーズに応じ、自主的に事業の企画・運営を行う。